

平塚市国際交流協会の組織設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市国際交流協会（以下「協会」という。）規約第6条にもとづき協会に運営委員会、フレンズ・オブ・ローレンス（以下「FOL」という。）、部会及び実行委員会を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 運営委員会

(目的)

第2条 運営委員会は、理事会の決議にもとづいて協会の運営全般を総括し、理事会とFOL及び部会等との連絡調整・連携を図ることを目的とする。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び予算に基づく具体的事業の執行に関すること
- (3) FOL及び部会の活動の調整に関すること
- (4) その他理事会の議決を要しない協会の業務の執行に関すること

(委員)

第3条 運営委員会は、理事会から推薦された委員10人以内（FOL及び部会関係理事を含む。）、FOL及び部会から推薦された委員をもって構成する。

2 正・副理事長は、運営委員会に出席することができる。

(役員)

第4条 運営委員会は、次に掲げる役員を置くものとする。ただし、必要に応じ人数を増減することができる。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 書記 2人
- (4) 会計 2人

2 前項に規定する役員は、委員の互選による。

(役員の職務)

第5条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代理する。

3 書記は、運営委員会の会議の書記を行う。

4 会計は、運営委員会の会系を行う。

(任期)

第6条 前条に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会議は、原則毎月1回開催するものとする。

2 会議は、原則として公開とし、委員の過半数の決議により非公開とすることができる。

3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、過半数をもって決議する。

第3章 FOL

(目的)

第8条 FOLは、姉妹都市提携の趣旨に基づき、米国ローレンス市のボランティア団体フレンズ・オブ・ヒラツカ（以下「FOH」という。）との窓口として、ローレンスに関する情報の収集並びにFOHに対する発信を行うとともに、平塚市とローレンス市との友好と理解をさらに深めることを目的とする。

(構成)

第9条 FOLは、前条の趣旨に賛同する会員をもって構成する。

(役員)

第10条 FOLに会長、副会長を置くものとし、正・副理事長をもって充てる。

2 FOLは、FOL委員会を設置し、次に掲げる役員を置くものとする。ただし、必要に応じ人数を増減することができる。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 2人
- (3) 広報 2人
- (4) 書記 2人
- (5) 会計 2人
- (6) 委員 若干名

3 前項に規定する役員は、委員の互選による。

(任期)

第11条 前条に規定する役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議の招集)

第12条 FOL委員会会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

第4章 部会

第1節 総則

(部会の設置)

第13条 協会規約第6条により協会に次の各号に掲げる部会を置くものとする。

- (1) 広報部会
- (2) 通訳・翻訳部会
- (3) ホームステイ部会
- (4) 催物部会
- (5) 日本語部会

(事業)

第14条 部会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 部会の事業の実施に関すること。
- (3) その他部会に関わる事項についての検討及び実施に関すること。

(役員)

第15条 部会は、次に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 部会長 1人
- (2) 副部会長 2人
- (3) 書記 3人以内
- (4) 会計 3人以内

2 前項に規定する役員は、部会員の互選による。

(任期)

第16条 前条に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(兼務)

第17条 部会員は、2以上の部会に所属することができる。ただし、部会長にあっては2以上の部会長を兼ねることができない。

(部会長等の職務)

- 第18条 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は部会長の職務を代理する。
 - 3 部会員は、会議を審議し、これを執行する。
 - 4 書記は、部会の書記を行う。
 - 5 会計は、部会の会計を行う。

(会議の招集)

第19条 部会は、部会長が招集する。

(資料等の提供)

第20条 部会は、広く市民に資料の貸し出し及び提供をするとともに、関係資料の収集に努めるものとする。

第2節 広報部会

(目的)

第21条 広報部会は、会員相互の情報伝達及び情報収集に努め、国際化のための普及啓発を図ることを目的とする。

(広報活動)

- 第22条 広報部会は、協会の会報を発行する。
- 2 広報部会は、ホームページを設け、協会の活動を広く発信する。
 - 3 広報部会は、放送メディアを通じて協会の活動等を在日外国籍の人々に発信する。

(取材活動)

- 第23条 広報部会は、協会の会員及び協力団体に対して自由に取材することができる。
- 2 会員は、広報部会の取材活動に対して積極的に協力するものとする。

第3節 通訳・翻訳部会

(目的)

第24条 通訳・翻訳部会は、通訳・翻訳を広く行い、市民の国際化及び外国人への言葉の窓口として活動することを目的とする。

(登録制度)

第25条 通訳・翻訳部会の部会員は、通訳者名簿及び翻訳者名簿を整備し、必要に応じて国内外の外国人に通訳及び翻訳を行うものとする。

第4節 ホームステイ部会

(目的)

第26条 ホームステイ部会は、身近な生活体験を通じた国際交流の進展を図ることを目的とする。

(斡旋)

第27条 ホームステイを希望する外国人にあつてはホームステイ先の家庭を、外国にホームステイを希望する市民にあつては外国のホームステイ先の家庭を斡旋するものとする。

第5節 催物部会

(目的)

第28条 催物部会は、多くの市民参加の機会拡充及び国際理解の向上のため事業を企画・実施することを目的とする。

(企画・運営)

第29条 前条の目的を達成するため、国際理解講座、国際交流フェスティバル等の事業の企画・運営に努めるものとする。

第6節 日本語部会

(目的)

第30条 日本語部会は、外国籍市民が日本語を習得できるよう日本語教室を企画・実施することを目的とする。

(支援)

第31条 日本語部会は、外国籍市民の日本語の習得、日常生活の習慣等の支援を行うものとする。

(日本語ボランティアの養成等)

第32条 日本語部会は、外国籍市民が日本語を習得できるよう日本語教室等の日本語ボランティアを養成するものとする。

第5章 実行委員会

(目的)

第33条 実行委員会は、広く会員に呼びかけ委員を募集し、より多くの知識及び経験を生かしつつ、事業を企画・実施することを目的とする。

2 実行委員会は、運営委員会が発議し、理事会の承認を得て実施するものとする。

(役員)

第34条 実行委員会は、次に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 実行委員長 1人
- (2) 副実行委員長 2人
- (3) 書記 2人
- (4) 会計 2人
- (5) 委員 若干名

2 前項に規定する役員は、委員の互選による。

3 委員の任期は、事業の終了をもって終える。

(会議の招集)

第35条 実行委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

第6章 雑則

(事務局)

第36条 この要綱における事務局は、平塚市役所市民部文化・交流課内に置く。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月5日から施行する。

2 平塚市国際交流協会の組織設置要綱(平成11年6月2日制定)は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき行われたものについては、この要綱の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。